

秋元です。

ちょっと急ぎの秋元個人としてのお願いです。歯科衛生士の業務範囲に関する署名のお願いです。

軽々にものごとを人に頼んではいけないと自戒しているのですが、今回は、このチャンスを逃すまいという思い強く、どうかご理解ください。

呼びかけは日本ヘルスケア歯科研究会ですが、陳情主体は署名者各人です。

請願署名ではありませんので、国会議員には依頼しません。政治的に無色です。

急にこのようなことをする理由は

歯科衛生士のもっとも基本的なプロービング検査や歯肉縁下のインスツルメンテーションについて、歯科衛生士法で定める業務範囲を逸脱したものであるとする地方厚生労働技官の解釈がいくつかの県で報告されています。この結果、地域によってはひどい混乱や診療の萎縮が起きています。

法の常識的な解釈では、歯科衛生士による歯周病の SRP は合法です（別紙解説参照）。しかし実際には、業務範囲の条文（法 2 条）がパッチワーク状になっているために無知や混乱が広がっています。背景には、まだまだ「衛生士を雇うことを前提にした議論はおかしい」「衛生士に仕事を奪われる」という歯科医の声が少なからずあるのでしょう。

歯科衛生士の社会的立場は極めて弱く、法改正が検討されているいま、このような主張をしなければ、衛生士にとってもっとも大切な業務さえうしろめたい思いでしなければならなくなってしまいかねません。

日本歯科医師会は昭和 61 年の報告書でも、2 条 1 項の「直接の指導の下に」の「直接の」の削除、「正常な歯ぐきの遊離縁下の」の「正常な」の削除を求められていますが、法改正に組み込みませんでした。今回、歯科衛生士教育年限の延長に伴って歯科衛生士の業務範囲について関係学会にヒアリングしました。そして、その経緯を日歯広報に示し、今後、日本歯科医師会では広く会員の意見を聞くためパブリックコメントを求める予定だと聞いています。しかし、信頼できる筋によると、パブリックコメントの後、歯科衛生士法の改正は今のところ見送りという結論になることがほぼ既定路線として申し合わされています。地元で反対者のいそうな行動は万事控えるという代議員が多数派になるからでしょう。そこで日歯が「改正要望せず」の結論を出す前に、虫歯予防デーの機会に、大臣陳情をしようと考えました。陳情内容は、条文を特定したものではありませんが、歯科衛生士が胸を張って仕事ができるような条文にしようという内容です。

今春、衛生士教育 3 年制になってかえって歯科衛生士学校の定員割れが深刻になっています。歯科衛生士がプライドをもって仕事ができる法的整備をして、それを社会的に認知させなければ、衛生士が臨床の現場で長く働くことはできません。歯科衛生士学校にも若い人が集まりません。

歯科衛生士自身が患者さんにそのことを勇気をもってお願いし、自分の家族や友達に説明し、自分の職業を知ってもらう機会になると思います。是非ご協力ください。

署名用紙は 1 枚に 1 名でも結構ですが、できれば何枚もコピーして何行も埋めて、まとめて日本ヘルスケア歯科研究会（112-0014 文京区関口 1 丁目 45-15-104）に 5 月 29 日までに郵送してください。